議会運営委員会

日　時　　平成２６年７月１８日（金）　午後１時３０分～
場　所　　第３委員会室

１　議会基本条例の見直しについて
・第３章（市民と議会の関係）～

２　その他
・議会だより掲載

亀岡市議会基本条例：検討項目一覧

現行規定	検討事項等
第３章　市民と議会の関係（第６条・第７条）	
(市民参加及び市民との連携) 第6条　議会は、会議を原則公開とする。 2　議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。 3　議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。 4　議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	＜検討事項＞ ○第4項、提言者の趣旨説明は希望者のみとしていることから、運用に即した見直しを検討すべき。（運用基準３） ○市民参加・連携に関する規定としては、「市民の意見を把握して議会活動に反映させるための場をもつこと」を規定すべき。 （第７条の議会報告会の見直しを踏まえて） ＜改正案＞ 4（略）、提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。 5　議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。 ＜検討結果＞
(議会報告会) 第7条　議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。	＜検討事項＞ ○わがまちトークの開催やテーマ別の意見交換会の開催など、議会報告会としての範囲を超えた多様な場について根拠づけられるよう、本条文を見直すべきである。（緑風会） ○本条は、第6条「市民参加及び市民との連携」の第2項、議会の説明責任を果たす手段として、議会報告会を規定したものであるが、現在の取り組みは、意見交換を主体として広聴面を重視した傾向にある。（テーマ別の意見交換会（わがまちトーク）の開催等） ○第6条第5項（追加）の手段として、市民との意見交換の場を多様に設けることを趣旨に盛り込んではどうか。（運用基準の見直し要） ＜改正案＞ ※「議会報告会」実施を前提とした場合。 （議会報告会等） 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。 2　議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。 ＜検討結果＞

第４章　議会と市長等の関係（第８条ー第１０条の２）	
(議員と市長等の関係) 第8条　議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。 (1)　議員は、本会議における一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。 (2)　本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(平23条例12・一部改正)	＜検討事項＞ ○一般質問の根拠は会議規則にあり、その方法も本来ならば会議規則で定めるべき。 ※規則第62条「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」 ○基本条例における趣旨は、市政の課題の論点等を明確にするために一般質問を行うことであり、論点等を明確にするために一括・一問一答の２つの方法を手段とするものではない。 ○一問一答式は、質問の論点を明確にして、市民にもわかりやすくするための方法として、導入し主流となっている。基本条例で明示する場合は、質疑の論点明確化のため、会議における質疑・質問の方法として規定すべき。 ※会議規則では、会議における質疑・質問に関しては同一議題に対し３回までと定めており、一問一答は例外として運用している。 ＜改正案＞ (1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※会議規則は所要の改正を行う。（一問一答） ＜検討結果＞
(議会審議における論点の明確化) 第9条　議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　提案の理由及び経緯 (2)　他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3)　市民参加の実施の有無とその内容 (4)　総合計画との整合性 (5)　政策等の実施に係る財源措置 (6)　将来にわたる政策等のコスト計算 2　議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	＜検討事項＞ ○条文に沿った審議をめざすべき。（緑風会）
(政策執行に対する議会の評価) 第10条　議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	

(閉会中の文書による質問) 第10条の2　議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。(平24条例29・追加)	
第５章　議会の機能の強化（第１１条・第１２条）	
(地方自治法第96条第2項の議決事項) 第11条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	
(調査機関の設置) 第12条　議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3　第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
第６章　議会の運営（第１３条―第１８条）	
(定例会の回数及び会期) 第13条　定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2　定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	＜検討事項＞ ○条文に合った定例会のあり方について十分な議論が必要。（緑風会） ○通年議会に改正する場合は条例を改正。（公明党）
(議員間の自由討議) 第14条　議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。 2　議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。 3　議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	＜検討事項＞ ○自由討議ができる土壌づくりが必要。（緑風会） ○会議規則上、議案等の審査順序に自由討議は規定されておらず、委員会における動議により実施することとしている。（運用基準・申合せ） ※委員会審査順序の例外として運用 本会議における議案等の審議、議会の意思決定に当たって自由討議の実施は困難であることから、努力規定への見直しを検討すべき。 ○見出しの「自由討議」に対し、条文中「自由な議論」「自由な討議」と表現があいまい。 ＜改正案＞ 2　議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。 3　議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、（略）
	＜検討結果＞

(委員会の活動) 第15条　委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。 2　委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。	＜検討事項＞ ○第1項は、議案審査だけではなく、所管調査活動に関すること追加すべき。 ○第2項は、委員会出前講座と位置付けているが、要請に応じて審査の経過等を説明する場のみでなく、委員会の自主・自立的な活動により、市民や関係団体等との意見交換等、多様な場が想定される。説明・意見交換等の活動は議会全体の活動原則として定めており、本条でさらに規定する必要はない。 ＜改正案＞ 第1項：議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査 第2項：削除 （運用基準の見直し要） ＜検討結果＞
(議会広報の充実) 第16条　議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。 2　議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。	＜検討事項＞ ○「多様な媒体」について、ＳＮＳ等、具体的に明記してはどうか。（清流会） ○本条は、第6条第1項（会議の公開）、第2項（情報公開）に基づいて、広報の充実を規定したものであるため、第6条の見直し（広聴充実）に関連して検討を要する。 ・第1項は、議案審議の結果等を多様な媒体で提供する趣旨であるが、わかりやすい広報や議会報告会・わがまちトークのような直接的な手段、ＳＮＳ等の活用による広報広聴一体の効果をめざした取り組みを重視している。よって「効果的な広報広聴活動に努めること」を趣旨としてはどうか。 ・本条第2項の規定は、広報充実の規定として整備するよりも、透明で市民に開かれた議会運営（第3条第1項）又は市民参加及び市民との連携（第6条）の運用として整理すべき事項ではないか。または、その条項内で規定整備すべき。 ＜改正案＞ （広報広聴の充実） 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。 第2項：削除 （運用基準の見直し要） ＜検討結果＞

(議員研修の充実) 第17条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	
(議会事務局) 第18条　議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	＜検討事項＞ ○事務局の調査・法務機能の充実強化に取り組む議長の努力規定であるが、議会の組織体制に関する規定としては、政策形成のほか議会運営全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に議会全体で取り組むことに見直してはどうか。 ＜改正案＞ 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。 ＜検討結果＞
第７章　議員の政治倫理及び待遇等（第１９条―第２２条）	
(議員の政治倫理) 第19条　議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。 2　議員の政治倫理は、別に条例で定める。	
(議員定数) 第20条　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。 2　議員定数は、別に条例で定める。	
(議員報酬) 第21条　議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2　議員報酬は、別に条例で定める。	
(政務活動費) 第22条　政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。 2　亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。 3　議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	

第８章　最高規範性と見直し手続（第２３条・第２４条）	
(最高規範性) 第23条　この条例は、議会における最高規範である。	
(見直し手続) 第24条　議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。 2　議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。 3　この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。	＜検討事項＞ ○「任期開始後できるだけ速やかに」を現在に即して見直すべき。（緑風会・清流会・市民クラブ） ○任期の中間年及び最終年の９月定例会に改正案が提案できるように。（市民クラブ） ○任期開始後速やかに「勉強会を持ち」、条例の目的が達成されているかどうか「全員協議会」で検討する。（公明党） ○条例目的が達成されているかどうかを「検証」し、その結果を勘案して条例の見直しを検討する趣旨としてはどうか。定期的に検証する場をもつべきか確認が必要。 ○第3項の改正理由説明は規定する必要はないのではないか。 ＜改正案＞ （条例の検証及び見直し） 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを［不断に・定期的に］検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 第2項及び第3項：削除 ＜検討結果＞
その他	
【追加】 （正副議長選挙に関する規定）	＜検討事項＞ ○議会の活動原則に基づき、市民に開かれた議会運営を推進するため、正副議長の選出過程をより明確にするものとして、本会議場で所信表明を実施する。 ＜留意点＞ 立候補制に関しては公選法の準用規定がないため、自治法上、立候補の有無に関係なく全員が候補者となる。よって所信表明者以外への票も有効となる。 運用例：休憩中に本会議場で実施 本会議で実施（選挙の宣告前） ＜改正案＞ （第3条に追加） （6）議長及び副議長の選出にあたり、本会議において、それぞれの職を志す者に対して所信を表明する機会を設け、その選出過程を明らかにすること。 ＜検討結果＞

【追加】 （附帯決議等に関する規定）	＜検討事項＞ ○附帯決議や請願の実績等に鑑み、議会の監視機能強化・市長等との信頼関係の観点から、議会の意思決定への尊重を前提として、その事後の対応等の報告を求める。 ＜留意点＞ 決議（附帯決議を含む）は事実上の意思表明であり、法的効果を伴わない。 条例第6条第4項で請願を政策提言と位置付けている。採択請願への対応については、自治法第125条により処理の経過、結果の報告を求めることができることとされている。 ＜改正案＞ 第10条の３（決議等への対応） 　議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。
	＜検討結果＞

資料No.１

＜議員定数・報酬＞議会運営委員会が検討を行うまでの状況

亀岡市議会の議員定数について

議員定数の推移

改選時期	定数
S30.　2～	38人
S34.　2～	30人
H15.　2～	28人
H19.　2～	26人

議員定数については昭和２２年制定の地方自治法において、人口規模に応じて定数（以下「法定数」という。人口５万人以上１０万人未満の市は３０人）が定められており、法定数から減少させることができる規定となっていました。亀岡市議会では議員定数を昭和３０年市制施行当初は合併特例措置（※）により３８人としていましたが、昭和３４年には法定数のとおり３０人としていました。

平成１１年の地方自治法の改正により、平成１５年から議員定数は従来の法定数ではなく、法に定められた上限の範囲内で、条例で定めることとなりました。そのことから、亀岡市議会においては、平成１３年、１２期議員（任期

H11.2.5～H15.2.4)において議員定数条例設置特別委員会を設置し検討を行いました。検討に際しては、まず市民アンケート調査を実施しました。調査結果は、「３０人のまま」とする意見が４８．９％、「削減」の意見が５１．１％であり、社会経済情勢、市の財政状況を踏まえ議会も厳しい判断をするべき等の意見により、２名を減数することで特別委員会の結論に至りました。本会議には定数を３０人とする条例案と２８人とする条例案が提案され、２８人の案を賛成者多数で可決し、次期選挙（平成１５年）から２８人としました。

また、平成１８年、１３期議員（任期　H15.2.5～H19.2.4）においても議員定数検討特別委員会を設置し検討を行いました。この時にも、市民アンケート調査を実施しており、その調査結果は、「増数」が１３％、「２８人のまま」が４３％、「減数」が４１％でした。結果をもとに検討した特別委員会の結論は現行維持でありました。しかし、減数の市民意見を重く受け止めるなかで２名を減数する案も本会議に提案されました。採決により、減数の案が賛成者多数で可決され、次期選挙（平成１９年）から２６人としました。

１４期議員（任期　H19.2.5～H23.2.4）においても、適正な議員定数についての議論を行いました。議会活性化推進委員会で、定数を減数するべきとの意見があり、検討課題の一つに挙げ議論を行いましたが結論に至らず、その後も幹事会、全員協議会で議論を重ねました。結論としては、「議会審議を十分行うためには減数するべきでない。」「減数の根拠が不明確である。」とする意見等により、減数はしないこととしました。

平成２３年には地方自治法が改正され、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、人口区分に応じた上限数が撤廃され市の条例で独自に議員定数を定めることが出来るようになりました。そのことからも市民にも説明できる適正な議員定数を検討することが大きな課題であり、１５期議員（任期H23.2.5～H27.2.4）においても検討を行いました。

議会改革推進特別委員会での検討もしましたが結論に至らず、議会運営委員会で検討することとなりこの度検討を行ったものです。

亀岡市議会の議員報酬について

議員報酬（月額）の推移

改正時期	議長	副議長	議員
H 4. 4 ～	520,000 円	450,000 円	400,000 円
H 8. 12 ～	580,000 円	505,000 円	450,000 円
H 18. 7 ～	560,000 円	490,000 円	440,000 円

議員報酬については、 地方自治法第203条第１項で「報酬を支給しなければならない」と規定されており、報酬額は市の条例で定めています。

議員報酬額は過去から市長が亀岡市特別職報酬等審議会に諮問され、答申を受け改正が行われてきました。

平成８年１２月改正をピークに議員報酬は増額傾向にありましたが、平成

１８年７月からは行財政改革の観点から減額改正されました。

市民に説明できる適正な報酬額については、適正な定数と同様に基準がないことから常に議員自らの課題として検討課題に挙がっており、１５期議員において、定数の議論ともに議会運営委員会で検討を行ったものです。

※合併特例措置

新設合併の場合・・・合併後の市町村の法定数の２倍まで定数を増員（最初の任期のみ）することができる

資料No.２

検討経過・素案（亀岡市議会議会運営委員会）

１　検討経過

議会運営委員会（以下「委員会」）では、平成25年10月４日に議長から議員定数及び報酬の検討を行うよう諮問を受け取り組んできました。

第１回委員会（H25.11.18）で、検討を始める旨確認することとし、議会運営に関する所管事項とは切り離して検討を行うことを決定しました。

第２回委員会（H25.12.4）で、検討の進め方について協議し、まずは各議員の意見を把握するため、アンケート調査を実施することに決定しました。

第３回委員会（H25.12.12）で、アンケート調査内容を検討し、定数及び報酬に関する考え、適正な数字とその理由、及び定数と報酬との関連からの見直しについての意見を設問とすることに決定し、12月27日までの間議員アンケートを実施しました。

第４回委員会（H26.1.24）では、アンケート調査結果をまとめ次回から検討に入ることにしました。

また、検討スケジュールを確認し、条例改正の必要があれば平成26年9月定例会で提案することで検討を行うこととしました。

第5回委員会（H26.2.27）では、市民へのアンケート調査の実施及び特別職報酬等審議会への諮問について検討を行いました。その結果、市民アンケート調査及び特別職報酬等審議会への諮問は行わず、まずは議会で素案を決定しその後に別の方法で外部意見聴取をすることにしました。

また、議員アンケート調査の結果から、議論の論点を整理しました。定数については①監視機能、②立法機能、③市民意見聴取、④基本条例、⑤市域、人口、他市比較、⑥委員会構成の6点を論点とし、報酬については①人材確保・生活保障、②議会活動の2点を論点にすることとしました。

第6回委員会（H26.4.7）では、整理した論点をもとに、現状や対応策等の検討を行い、論点からみた定数、報酬のあり方について議論を行いました。

議論した内容については、委員が会派内に報告し委員外の議員の意見を聞いておき、次回議会運営委員会で改正案を議論することとしました。

第7回委員会（H26.4.25）では、委員が事前に会派内で聴取した改正案の意見を出しました。意見は定数増減の両論があるなどまとまっていない会派もあり、今までの議論を踏まえ、全員協議会で改めて各議員の意見を聴取することに決定しました。

また、素案が確定したところで市民意見聴取の方法として素案に対するパブリックコメントを募集することを決定しました。

5月8日には、第1回全員協議会（以下「全協」）が行われ、全議員の意見を聴取しました。

第8回委員会（H26.5.15）では、委員会及び全協で重ねた改正案の議論から素案を検討しました。定数は2人削減し24人とし、報酬は現行を維持することで意見集約をし、これを全協で諮ることとしました。

また、パブリックコメント募集のほかにもの外部意見を聴取するため、有識者等の参考人招致を行うことを決定しました。

参考人招致の具体的なことについては、6月定例会の議会運営を検討する議会運営委員会（5/23、6/11、6/19）において、人数、参考人、日程を決定しました。

6月27日には全協が開催され、委員長が素案を報告しました。議員からは特に定数に関して、減数改正の根拠が不明確であるとする反対意見が出されましたが、委員会での議論を経た結論を尊重するとの意見も出されました。

全協終了後、第9回委員会を開催し、各議員に素案決定経過を書面にまとめ報告することとしました。

２　定　数

（１）素案

議員定数は、現行の２６人から**２人削減し、次期選挙から２４人**とする。

（２）主な意見

○本市議会は原則、常任委員会に議案等の審査を委ね、各委員会で詳細に、集中的に審査をしている。現在の常任委員会制度（3委員会）を堅持しつつ、十分な審議、討議を行うために必要な１常任委員会当たりの人数を検討した結果、7人が妥当と考え、それに議長及び監査委員（議会選出）が加わり23人とする。

○議会運営の方法を見直し、議員の資質向上を図ることで削減は可能である。

○定数上限（H23 年自治法改正により撤廃）の 30 人に 2 割を削減し、24 人とする。

○過去に減数をしてきた。議会は監視機能の充実を図り、市民の多様な意見を吸収し反映させなければならない。そのためには減数するべきではない。

○本会議での採決で賛否同数の際には議長裁決で決定される。それが多発すると議長の中立性の面で好ましくない。中立の立場である議長の裁決を避けるためには定数が偶数であることが望ましいとされており、他市議会の多くが偶数にされている。

3）意見集約

意見は、減数に反対の意見もありましたが、賛成の意見が多数であり減数の方向となりました。その中では23人と24人の意見がありましたが、議長の中立性の面から24人で意見集約し、「議員定数を2名削減し24人とする」ことを素案としました。

2　報　酬

（1）素案

議員報酬は、**現行の報酬額（議員月額44万円）を維持**する。

（2）主な意見

○議員は地方分権が進み活動量が増大しているうえ、更に監視能力、審議能力を高め、絶えず調査研究に努め、政策を提言していくことが求められている。その活動に専念するためにも一定の報酬は必要で下げるべきではない。

○交通費実費支給もない状況のなか、報酬を下げるべきではない。

○様々な職業、年齢、性別、居住区域などの市民が議員に選ばれ、多様な市民意見を反映させなければならない。特に若者が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮し、現行を下げるべきではない。

○前回改正（平成 18 年行政改革の観点から特別職報酬等審議会の答申を受け 1 万円減額）前の 45 万円に戻すべき。

○1 万円増額しても若者の議員立候補者が増すとは思えない。現行を維持するべき。

（3）意見集約

意見は下げるべきでないことで一致していました。意見集約をしていくうちには、多くの増額は望めないなかで前回改正前の 45 万円にする増額の意見と現行を維持する意見に分かれました。最終的には採決が行われ、その結果「**現行を維持する**」ことに決定しました。

3　素案決定後の検討

素案が決定したのちは、素案について有識者等の参考人招致及び市民等からパブリックコメント募集を行い、広く意見を聴き、意見を参考に、その都度必要な検討を行いながら進め、9 月定例会での提案を目途に改正案をまとめていく予定です。

第1876号　全国市議会旬報　(第三種郵便物認可)　平成25年8月5日　(4)

都市研が役員会で叩き台

都市における災害対策と議会の役割

都市行政問題研究会は7月17日、福山市内で役員会を開き、同研究会がまとめている報告書について協議した。

都市研会長
小林茂裕（福山市）

小林会長とともに羽田皓・福山市長(左)も歓迎のあいさつ

役員会の舞台となった福山市は同研究会会長のお膝元。当日は開催地議長でもある小林茂裕・同研究会会長のあいさつに続き、羽田皓・福山市長による歓迎のあいさつで役員会の出席者を出迎えた。

協議に入ると、同研究会では現地調査の結果を踏まえつつ報告書の叩き台を用い、取りまとめに向け議論を展開した。同研究会が取り組む報告書のテーマは「都市における災害対策と議会の役割」。当日に示された叩き台では、第1章に「災害対策における議会の役割の現状」、第2章に「今後の災害対策における議会の役割」が掲げられた。第1章編纂にあたっては、同研究会加盟86市ほか大規模災害を経験した33市への書面調査が実施された。報告書取りまとめに向け8月20日の総会で改めて協議する。

議会人事

▼議長
▽掛川　大石與志登(5・16)
▽石岡　島田久雄(6・19)
▽甲府　野中一二(6・20)
▽河内長野　高岡優子(6・20)
▽八女　川口誠二(6・20)
▽黒石　村上啓二(6・21)
▽古河　渡邊澄夫(6・21)
▽市原　小出譲治(6・21)
▽尾鷲　高村泰徳(6・21)
▽館山　本橋亮一(6・24)
▽島原　本田順也(6・24)
▽三島　土屋俊博(6・25)
▽千葉　宇留間又衛門(6・26)
▽野田　竹内美穂(6・26)
▽徳島　須見矩明(6・26)
▽富士吉田　宮下正男(6・27)
▽小山　大山典男(6・27)
▽行田　香川宏行(6・27)
▽熊海　高橋幸雄(6・27)

▼副議長
▽掛川　堀内武治(5・16)
▽さぬき　松原壯典(6・18)
▽石岡　徳増千尋(6・19)
▽甲府　廣瀬集一(6・20)
▽河内長野　峯満寿人(6・20)
▽八女　三角真弓(6・20)
▽古河　鈴木　隆(6・21)
▽市原　大曽根友三(6・21)
▽尾鷲　田中　勲(6・21)
▽呉　北川一清(6・21)
▽金沢　清水邦彦(6・24)
▽館山　鈴木正一(6・24)
▽周南　尾崎隆則(6・24)
▽島原　永田光臣(6・24)
▽白岡　江原浩之(6・25)
▽三島　川原章寛(6・25)
▽千葉　福谷章子(6・26)
▽野田　小倉良夫(6・26)
▽徳島　武知浩之(6・26)
▽富士吉田　佐藤秀明(6・27)
▽小山　生井貞夫(6・27)
▽行田　松本安夫(6・27)
▽熊海　佐藤元昭(6・27)
▽松山　清水宣郎(6・27)

本会まとめ定数調査の結果

市区議員実数は2333人の減

本会は、このほど平成24年12月31日現在の市議会議員に関する「定数調査」「報酬調査」の結果をまとめた。両調査結果については7月25日付で本会HPに掲載したほか、調査結果の冊子を8月2日付で全市区の議会事務局へ発送した。今号では定数調査の概要を掲載し、報酬調査の概要は次号へ掲載する。

定数調査は24年12月31日現在の全市区811団体を対象とした。回収率は100%。調査結果によれば、全国811団体に属している議員の実数は2万123人であり、1団体あたりの平均は24・8人となった。前回調査と比べると、議員実数は233人、1団体あたりの平均数は0・4人の減となった。811団体のうち、合併特例法を適用していない804団体については、議員定数の合計が2万170人であり、1団体あたりの平均数は25・1人となった。

大雨で災害救助法を適用

7月28日の大雨による被害により、山口県と島根県で多数の者の生命や身体に危害を受けるおそれが生じたことから、両県は災害救助法の適用を決定した。法適用日は7月28日。適用団体のうち、市で適用を受けた団体は、山口県の萩市と山口市。

萩市、山口市に

貝塚順一氏（行方市議会議長）

7月28日逝去、61歳。葬儀は8月4日、行方市内で執り行われた。喪主は長男、芳明さん。

人口段階別にみた市議会議員定数の状況

全国「811市」のうち、平成24年12月31日現在、市議会議員定数において合併特例法を適用していない「804市」の人口段階別の市議会議員定数の状況は、以下のとおりである。

人口段階	市数(市)	議員定数(人)	1市あたり平均(人)
5万未満	252	4,726	18.8
5～10万未満	269	6,027	22.4
10～20万未満	155	4,204	27.1
20～30万未満	48	1,550	32.3
30～40万未満	26	978	37.6
40～50万未満	21	863	41.1
50万以上	14	654	46.7
指定都市	19	1,168	61.5

※人口段階別に見た市議会議員定数の状況(調査対象：「804市」)
—平成24年12月31日：市議会議員定数調査—

市議の報酬月額は3年連続減

本会まとめ議員報酬に関する調査結果

前号に掲載予定だった「市議会議員報酬に関する調査結果」を今号に掲載する。「報酬調査」の掲載を前号から見送った理由は、調査結果に誤りがあったため。既に本紙第1877号に掲載した「定数調査」にも訂正があるため、「報酬調査」の結果概要とともに、定数調査の正誤表も今号に掲載する。両調査とも平成24年12月31日時点の全国811市区を対象とし回収率は100%。なお、本会HPに「定数調査」の正誤表、「報酬調査」の訂正版を掲載済み。

表①【正誤表】市議会議員定数に関する調査結果（平成24年12月31日現在）

「市議会議員定数に関する調査結果（平成24年12月31日現在）」に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

頁	訂正箇所	正	誤	更新日
3	(2)表3 人口段階5万未満の市数（市）	251	252	8月19日
〃	(2)表3 人口段階5万未満の議員定数（人）	4,702	4,726	〃
〃	(2)表3 人口段階5万未満の1市あたり平均（人）	18.7	18.8	〃
〃	(2)表3 人口段階5～10万未満の市数（市）	270	269	〃
〃	(2)表3 人口段階5～10万未満の議員定数（人）	6,051	6,027	〃
4	表4 北海道小市の同条例等の適用年月	2007年4月	2002年6月	〃
20	表4 和歌山県紀の川市の人口	66,774	6,700	〃
29	表5 和歌山県紀の川市の人口	66,774	6,700	〃
22	表4 山口県岩国市の同条例等の適用年月	2010年10月	2010年3月	8月20日

表② 全国「811市区」の市議会議員の平均報酬月額

区分	市数（市）	議長報酬（万円／月）	副議長報酬（万円／月）	議員報酬（万円／月）
全国平均 平成24年12月31日現在	811	51.2	45.2	41.7
全国平均 平成23年12月31日現在	809	51.3	45.3	41.8

注）各平均報酬月額の数値は、百円単位を四捨五入している

市議会議員報酬の平均

全国811市区の市議会議員の平均報酬月額の状況は表②のとおり。「議長」「副議長」「議員」と3区分に分けて平均報酬額を算出している。平均報酬月額はそれぞれ▽議長＝51・2万円▽副議長＝45・2万円▽議員＝41・7万円―という結果となった。

区分ごとの平均報酬を前年の調査結果（23年12月31日現在）と比較すると、「議長」「副議長」「議員」の3区分とも、0・1万円の減額となった。

報酬月額の高低

人口段階別にみた市議会議員の報酬月額では「議長」「副議長」「議員」の3区分ごとの各市の最高額、最低額を調査した。「議長」区分での最高額は「50万以上」の段階で117・9万円。次いで「20～30万未満」の段階で94・0万円、「5万未満」の段階で93・1万円と続く。最低額は「5万未満」の段階で23・0万円となった。

「副議長」区分では、「50万以上」の段階で106・1万円と最高額。次いで「5万未満」の段階で81・5万円、「20～30万未満」の段階で80・2万円。最低額は「5万未満」の段階で20・0万円となった。

「議員」区分の最高額は、「50万以上」の段階で95・3万円、次いで「40～50万未満」の段階で68・7万円、「20～30未満」の段階で67・0万円となった。最低額は「5万未満」の段階で18・0万円という結果となった。

市議会議員の報酬の状況

人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額は表③のとおり。「議長」「副議長」「議員」の各区分とも「50万以上」の段階が最高額となっている。表③をみると、平均報酬月額は市の人口規模が大きくなるにつれ、増額する傾向が読み取れる。

平均報酬月額を前年度と比較すると「5～10万人未満」「10～20万未満」「40～50万未満」「50万以上」の段階で「議長」「副議長」「議員」の各区分とも減額。一方「5万未満」の段階では「議長」「副議長」「議員」の3区分全てで平均報酬が増額。「20～30万以上」の段階では議長報酬が、「30～40万以上」の段階では議長・副議長報酬が前年度と比べ増額している。

表③ 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額（調査対象：「811市区」）

区分／人口	平均報酬月額（万円）（平成24年12月31日現在） 市数	議長	副議長	議員	平均報酬月額（万円）（平成23年12月31日現在） 市数	議長	副議長	議員	平均報酬月額（万円）対前年比較	議長	副議長	議員
5万未満	251	40.79	35.23	32.67	254	40.74	35.17	32.64	金額	0.05	0.06	0.03
									伸び率（%）	0.12	0.17	0.09
5～10万未満	270	46.74	41.09	38.32	265	46.98	41.32	38.52	金額	▲0.24	▲0.23	▲0.20
									伸び率（%）	▲0.51	▲0.56	▲0.52
10～20万未満	157	55.11	49.21	45.67	162	55.93	49.87	46.08	金額	▲0.82	▲0.66	▲0.41
									伸び率（%）	▲1.47	▲1.32	▲0.89
20～30万未満	49	68.00	60.68	54.57	45	67.83	60.82	55.06	金額	0.17	▲0.14	▲0.49
									伸び率（%）	0.25	▲0.23	▲0.89
30～40万未満	28	70.93	64.30	58.90	28	70.24	63.83	58.93	金額	0.69	0.47	▲0.03
									伸び率（%）	0.98	0.74	▲0.05
40～50万未満	21	75.50	68.00	61.94	21	76.39	68.92	62.75	金額	▲0.89	▲0.92	▲0.81
									伸び率（%）	▲1.17	▲1.33	▲1.29
50万以上	35	88.60	79.38	70.64	34	89.14	79.77	70.88	金額	▲0.54	▲0.39	▲0.24
									伸び率（%）	▲0.61	▲0.49	▲0.34
全国平均	811	51.19	45.18	41.70	809	51.31	45.30	41.81	金額	▲0.12	▲0.12	▲0.11
									伸び率（%）	▲0.23	▲0.26	▲0.26

注）1．各平均報酬月額の数値は、十円単位を四捨五入している
2．伸び率（%）は、小数点第3位を四捨五入している

委員会委員長職等への報酬加算

報酬加算に関しては▽常任委員会▽議会運営委員会▽特別委員会―における委員長、副委員長への加算状況を調査した。委員長への加算市数は▽常任委＝214団体▽議運＝209団体▽特別委＝57団体。委員長への平均加算額は▽常任委＝1・5万円▽議運＝1・5万円▽特別委＝2・7万という結果となった。

福知山市「ふくちやま市議会だより」平成２６年１月発行掲載記事抜粋

①京都府内の各市（平成24年12月末現在）

市名	人口（人）	面積（㎢）	定数（人）	議員1人あたり		報酬月額（円・人）	市民1人1月あたり負担額（円）	報酬あたりの活動面積（㎡）	政務活動費（円/年・人）	備考
				人口（人）	面積（㎢）					
福知山市	81,561	552.57	26	3,137	21.25	410,000	5.03	1.35	180,000	H18.1合併
舞鶴市	88,926	342.35	28	3,176	12.23	440,000	4.95	0.78	260,000	
綾部市	36,278	347.11	18	2,015	19.28	365,000	10.06	0.95	200,000	
宇治市	192,740	67.55	28	6,884	2.41	535,000	2.78	0.13	600,000	
宮津市	20,205	169.32	16	1,263	10.58	315,000	15.59	0.54	120,000	
亀岡市	92,725	224.90	26	3,566	8.65	440,000	4.75	0.51	180,000	
城陽市	78,625	32.74	20	3,931	1.64	445,000	5.66	0.07	150,000	
長岡京市	79,595	19.18	26	3,061	0.74	450,000	5.65	0.04	150,000	
向日市	54,336	7.67	20	2,717	0.38	400,000	7.36	0.02	129,600	
八幡市	73,738	24.37	22	3,352	1.11	470,000	6.37	0.05	240,000	
京田辺市	65,462	42.94	21	3,117	2.04	375,000	5.73	0.11	180,000	
京丹後市	60,053	501.84	22	2,730	22.81	361,000	6.01	1.39	－	H16.4合併
南丹市	34,095	616.31	22	1,550	28.01	342,000	10.03	1.80	120,000	H18.1合併
木津川市	72,027	85.12	24	3,001	3.55	350,000	4.86	0.24	84,000～120,000	H19.3合併
平均	73,598	216.71	22.8	3,228	9.50	407,000	5.53	0.53		

資料No. 4

H26．11わがまちトーク（案）

1　新しい取組み

＜目的＞より多くの意見がお聴きできるよう新たな取り組みを行い、16期につなぐことを目的とする。

①議会報告ではなく意見聴取を中心にする。

②議員は地元のわがまちトークに出席する。

③意見交換ではテーマを設定して行う。

④地元議員がテーマ、場所、日程を決める。

2　実施スタイル

①A-1からB-3までの6班編成とし、各班地元議員と所属常任委員会を考慮した地元外議員で編成する。

②各議員地元及び地元外各1回、計2回出席する。（A、B各1回出席）

3　実施スケジュール

時期	事項	主体
9月末までに	①リーダーの決定 ②開催日、場所の決定 ③意見交換のテーマの決定 ④自治会にチラシ配付依頼	各班地元議員
10月初旬	議会だより、キラリお知らせ原稿作成	事務局
10月	各班役割分担、打ち合わせ	全議員
10月末までに	自治会にチラシ（組回覧）持参	地元議員
11月1日	議会だより、キラリお知らせ（掲載）配布	事務局
11月中旬～下旬	A－1～3　開催	全議員
	B－1～3　開催	全議員
11月末	意見取りまとめ	記録担当議員 広報広聴会議
12月定例会	意見の対応等検討	全議員（委員会等）

班	町	地元	地元外
A-1	亀岡 西つつじ	眞継 苗村 菱田 馬場 福井 明田	木曽 並河 西口
A-2	曽我部 ひえだの 吉川 東別院 西別院	山本 田中 齊藤 小島 西村	吉田 藤本 井上
A-3	本梅 東本梅 宮前 畑野	日高	中村 堤 石野 立花 竹田 酒井 中澤 湊

班		地元	地元外
B-1	篠 東つつじ 南つつじ	石野 木曽 立花 井上 藤本	菱田 馬場 明田
B-2	大井 千代川	中村 並河 酒井 竹田 湊	山本 齊藤 福井 西村
B-3	旭 馬路 河原林 千歳 保津	吉田 堤 西口 中澤	田中 眞継 苗村 小島 日高

総務文教
環境厚生
産業建設
議長、監査